

公立大学法人静岡文化芸術大学障害者差別解消委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」(学生対象)及び(学生以外対象)第9条に基づき、障害を理由とする差別に関する紛争の解決を図ることを目的に設置する公立大学法人静岡文化芸術大学障害者差別解消委員会(以下「委員会」という。)に関し、組織その他必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 障害を理由とする差別

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領における留意事項」に例示されているような障害者でない者との正当な理由のない不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供等をいう。

(2) 学生

静岡文化芸術大学学則及び静岡文化芸術大学大学院学則(以下「学則」という。)の適用を受ける全ての者

(3) 教職員等

公立大学法人静岡文化芸術大学(以下「法人」という。)職員就業規則(以下「就業規則」という。)第2条に規定する職員及び人材派遣職員等大学内で就労する全ての者

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 理事(総務担当)

(2) 副学長

(3) 学生部長

(4) 事務局長

(5) その他、理事長が必要と認めた者

2 委員会に委員長を置き、理事(総務担当)をもって充てる。

3 委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長が指名した委員が職務を代理する。

4 委員長は委員会を招集して、その議長となる。

5 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議事を審議することができない。

6 委員会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(相談窓口及び相談員)

第4条 法人は、障害を理由とする差別に対する苦情相談に対応する相談窓口と相談員を定め、これを学内に周知するものとする。

2 相談窓口及び相談員は次のとおりとする。

(1) 学生の相談窓口は修学サポート室、学生相談室、保健室、学生支援室、所属学部、研究科、相談員は学生部長

(2) 教職員等の相談窓口は総務室、相談員は法人事務局長

3 相談員は、苦情相談を受けるにあたり、必要に応じて教職員等を指名して相談業務を補助させることができる。

(苦情相談への対応)

第5条 相談員は、苦情相談を受けた場合は問題の事実確認及び当事者に対する助言等により、当該事案を迅速かつ確実に解決するよう努める。

2 相談員は、原則として本人の同意を得て、具体的事項を速やかに委員長に報告しなければならない。

(調査)

第6条 委員長は、前条の報告を受けて当該事案の内容を勘案して必要と認めた場合は、委員会を召集し、事実確認等調査を行うものとする。

2 委員会は、事実調査を行う調査員を委員の中から2名以上選出する。

3 委員会は、必要と認めた場合は、委員以外の教職員の協力を求めることができる。

4 委員会は、必要があると認めた場合は、当該事案の当事者及び調査に必要と認められる者に対して出席を求め、事情を聴くことができる。

5 委員会は、当該事案に係る事実確認の結果及び事案の概要並びに救済、処分等の処理方針案を理事長及び学長に報告するものとする。

(障害を理由とする差別に対する措置)

第7条 理事長は、委員会の報告により修学・就労の環境改善及び救済等の措置を講ずる必要があると認めた場合は、遅滞なく所要の措置を講ずるものとする。

2 理事長は、障害を理由とする差別の行為者に対して懲戒処分の必要があると認めた場合は、本人の弁明を聴いて就業規則に基づき所要の措置を講ずるものとする。

(プライバシーの保護)

第8条 相談員（補助の教職員を含む）及び委員会委員（協力の教職員を含む）は、苦情相談、委員会の調査活動等により知り得た当事者のプライバシーを保護し、退任後も守秘義務を負うものとする。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行について必要な事項は理事長が定める。

(事務)

第10条 この規定に関する事務は、相談者が学生の場合は学生支援室が、それ以外の場合は総務室が、それぞれ担当する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年9月1日から施行する。